

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告するとともに当該届出に係る書類を、この公告の日から 4 月間静岡市経済局商工部商業労政課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この公告の日から 4 月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成 25 年 10 月 2 日

静岡市長 田 辺 信 宏

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ静岡丸子店
静岡市駿河区北丸子一丁目 637-1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

マックスバリュ東海株式会社
静岡県駿東郡長泉町下長窪 303 番地 1
代表取締役 神尾 啓治

3 変更をした事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ東海株式会社 静岡県駿東郡長泉町下長窪 303 番地 1
代表取締役 寺嶋 晋

(変更後) マックスバリュ東海株式会社 静岡県駿東郡長泉町下長窪 303 番地 1
代表取締役 神尾 啓治

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ東海株式会社 静岡県駿東郡長泉町下長窪 303 番地 1

代表取締役 寺嶋 晋

(変更後) マックスバリュ東海株式会社 静岡県駿東郡長泉町下長窪 303 番地 1

代表取締役 神尾 啓治

4 変更をした年月日

平成 25 年 5 月 28 日

5 届出年月日

平成 25 年 9 月 20 日